

〔公印省略〕

令和2年4月17日

久山町立保育所
ひさやま保育園杜の郷
在園児保護者 各位

久山町長 久芳 菊司
(福祉課子育て支援係)

新型コロナウイルスに係る「緊急事態宣言」発令に伴う
認可保育所の緊急事態措置について（お願い）

標題の件について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が福岡県にも発令されたことに伴い、これまで以上に感染拡大防止に取り組む必要があり、園を通して保護者の方へ家庭保育のお願い等を行ってまいりました。

この度、緊急事態宣言が全国に発令されたことや**糟屋郡内で発生していることから、子どもの安全のために**下記のとおり保育の提供を縮小して実施することについて、改めてお願いいたします。

また、このお願いについては、通園する権利を阻害するものではなく、すべては感染拡大防止のための期間を設けた緊急措置であること、子どもと家族の健康と命のための要請であることをご理解のうえ、ご配慮願います。

記

1. 対象期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで ※ 日曜、祝日を除く

2. 家庭保育の要請について

育休中や仕事を休んで家にいることが可能な保護者については、できる限りの家庭保育をお願いします。

3. 家庭保育に対応いただいた場合の0～2歳児の利用者負担額の日割について

対象期間中の家庭保育により欠席された日数に応じて、利用者負担額を日割計算により還付します。還付については町が行いますが、園からの報告をもとに行う予定ですので、保護者の方の手続き等については現時点では必要ありません。（※手続きについては、今後変更の可能性があります。）

4. ひさやま保育園杜の郷で新型コロナウイルス感染者が出た場合について

臨時休園となります。期間等詳細については、県と協議のうえ決定されます。

久山町役場 福祉課 子育て支援係
城戸、藤
TEL 092-976-1111（内線215）
FAX 092-976-2463